

「令和8年度版 建築設備士 学科試験 問題解説」に関する法改正についてお知らせします。法改正の概要及びそれに伴う問題の選択肢の正誤変更を記載しておりますので、本書のご利用にあたってはご注意ください。

排煙設備の排煙口の設置位置に関する法改正（令和7年11月1日施行）

【概要】

令和7年国土交通省告示第995号により、建築基準法施行令第126条の3第1項第三号に基づく壁面に設ける排煙口の設置位置の取扱いが見直されました。排煙口を設けた場合に煙を有効に排出することができる壁の部分は、下記区分に応じ、告示で定める部分となりました。

- ・天井高さが2.6m以下の場合：天井面から下方80cm以内、かつ防煙壁の下端以内の部分…①
- ・天井高さが2.6mを超える場合：床面から1.8m以上、かつ防煙壁の下端以上の部分…②

【本改正に関連する問題（選択肢の正誤変更）】

建築一般知識 ※「理由」欄内の②は、該当する規定を示していますので、【概要】をご確認ください。

年度	No.	肢	問題頁	解説頁	正誤変更	理由
R 6	6	2	12	7	×→○	②より○(ただし防煙壁の下端以上の前提)
R 4	6	4	40	35	変更なし(○)	②より○(ただし防煙壁の下端以上の前提)

建築設備 ※「理由」欄内の①②は、該当する規定を示していますので、【概要】をご確認ください。

年度	No.	肢	問題頁	解説頁	正誤変更	理由等
R 5	12	3	188	150	変更なし(×)	①②より×
R 3	12	2	256	207	○→×	②より× 問題文「天井高さが3m未満」→「天井高さが2.6m以下」に変更すれば○
R 2	12	2	288	235	○→×	②より× 問題文「2.1m以上で、かつ、天井の高さの1/2以上」→「1.8m以上で、かつ、防煙壁の下端以上」に変更すれば○

雷保護システム(避雷設備)に関する法改正（令和7年4月1日施行）

【概要】

平成12年建設省告示第1425号に定められる電撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法に関する外部雷保護システムについて、JIS A 4201-2003を廃止し、JIS Z 9290-3-2019に適合する構造とすることの改正が行われました。

- ・LPL（保護レベル）を4つ（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）に区分
- ・LPLに対応するLPS（保護システム）のクラスをⅠ～Ⅳの4段階に制定
- ・LPSクラスに応じた保護角法の保護角・メッシュ法幅・回転球体法の半径・引き下げ導線の平均間隔を制定

[LPSのクラスに応じた受雷部の配置]…③

LPSのクラス	回転球体法 半径R	保護角法					メッシュ法 幅
		2~20m	21~30m	31~45m	46~60m	60m~	
Ⅰ	20m	70°~23°	*	*	*	*	5m×5m
Ⅱ	30m	74°~37°	35°~23°	*	*	*	10m×10m
Ⅲ	45m	77°~48°	46°~37°	36°~23°	*	*	15m×15m
Ⅳ	60m	78°~53°	53°~45°	44°~33°	33°~23°	*	20m×20m

保護角はLPSのクラス（Ⅰ～Ⅳ）や受雷部の高さ（2m～60m）により規定されており、対応する保護角度を用いて対象を保護する。
*印は回転球体法またはメッシュ法のみを適用する。

[LPSのクラスにおける
引下げ導線の平均間隔]…④

LPSのクラス	平均間隔[m]
Ⅰ	10
Ⅱ	10
Ⅲ	15
Ⅳ	20

【本改正に関連する問題（選択肢の正誤変更）】

全て「JIS A 4201-2003に関する」と明記されているので、変更されるものではありませんが、「JIS Z 9290-3-2019に関する問題」となった場合の正誤変更としてみてください。また、各肢の「保護レベル」は「LPSのクラス」と読み替えて解釈してください。

建築設備 ※「理由」欄内の③④は、該当する規定を示していますので、【概要】をご確認ください。

年度	No.	肢	問題頁	解説頁	正誤変更	理由
R 6	48	2	175	137	変更なし(○)	③より ○
R 5	48	1	207	165	○→×	③より60mでは23°のため ×
		2				④より20mのため ×
R 4	48	4	243	195	変更なし(×)	③より ×
R 2	48	1	306	251	○→×	③より60mでは23°のため ×
		2			変更なし(○)	③より20m×20mのため ○
		3			変更なし(×)	③より ×

小規模事業用電気工作物に係る保安規律の適正化に関する法改正

【電気事業法】（令和5年3月20日施行）

【概要】

再エネ発電設備の導入数の増加・設置形態の多様化に伴い、小規模な再エネ発電設備に係る公衆災害リスクが懸念される中、再エネ発電設備の適切な保安を確保するため、電気事業法第38条、第42条、電気事業法施行規則第48条が改正となりました。

- ・「小出力発電設備」は「小規模発電設備」に**名称変更**
- ・「小規模発電設備」のうち、10kW未満の太陽電池発電設備・燃料電池発電設備・内燃力発電設備等は、「一般用電気工作物」に属する。・・・⑤
- ・「小規模発電設備」のうち、風力発電設備（20kW未満）及び太陽電池発電設備（10kW以上50kW未満）は、「小規模事業用電気工作物」に属する。
- ・「小規模事業用電気工作物」は「事業用電気工作物」に属する。
- ・保安規定は、事業用電気工作物（「小規模事業用電気工作物」を除く）に必要・・・⑥

【本改正に関連する問題（選択肢の正誤変更）】

建築設備 ※「理由」欄内の⑤⑥は、該当する規定を示していますので、【概要】をご確認ください。

年度	No.	肢	問題頁	解説頁	正誤変更	解説
R 2	38	2	301	246	○→×	⑤⑥より10kw未満の燃料電池は、一般用電気工作物に該当し、事業用電気工作物ではないため、保安規定は不要 ×

建設業の各種金額要件に関する法改正【建設業法】（令和7年2月1日施行）

【概要】

近年の建設工事費の高騰を踏まえ、特定建設業許可をはじめとする各種の金額要件について見直され、建設業法施行令第2条、第7条の4、第27条、第30条が改正となりました。

- ・特定建設業許可を要する下請代金額の下限・・・建築工事業： 8,000万円
その他の業種：5,000万円・・・⑦

【本改正に関連する問題（選択肢の正誤変更）】

建築設備 ※「理由」欄内の⑦は、該当する規定を示していますので、【概要】をご確認ください。

年度	No.	肢	問題頁	解説頁	正誤変更	理由
R 6	60	3	181	142・143	変更なし	⑦より5000万円以上のため ×